

議案第29号

令和6年度宇都宮市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度宇都宮市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	256,146	戸
(2) 年間総給水量	56,702,124	立方メートル
(3) 一日平均給水量	155,348	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
ア 水道建設事業	754,111	千円
イ 水道改良事業	7,292,425	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	11,605,256	千円
第1項 営業収益	10,928,083	千円
第2項 営業外収益	677,168	千円
第3項 特別利益	5	千円

支 出

第1款 水道事業費	10,294,743	千円
第1項 営業費用	9,871,064	千円
第2項 営業外費用	378,685	千円
第3項 特別損失	24,994	千円
第4項 予備費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,169,895千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額686,600千円、減債積立金取り崩し額1,319,327千円及び過年度分損益勘定留保資金3,163,968千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	5,212,895 千円
第1項 企業債	4,633,200 千円
第2項 国庫補助金	34,563 千円
第3項 出資金	64,100 千円
第4項 他会計負担金	44,684 千円
第5項 工事負担金	436,346 千円
第6項 固定資産売却代金	2 千円

支 出

第1款 資本的支出	10,382,790 千円
第1項 建設改良費	8,142,538 千円
第2項 企業債償還金	2,230,251 千円
第3項 諸支出金	10,001 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度 水道料金システム 関係帳票作成業務委託	令和7年度	12,657
令和6年度 大通り1丁目ほか6町 主要地方道宇都宮笠間線 配水管撤去工事	令和7年度	147,898
令和6年度 今市浄水場 薬品注入ポンプ室築造工事	令和7年度	31,710
令和6年度 今市浄水場 機械設備等更新工事	令和7年度から 令和8年度まで	2,869,623
令和6年度 松田新田増圧所 監視制御設備等更新工事	令和7年度	384,287

令和6年度 白沢第8号取水井 井戸設備等更新工事	令和7年度	260,018
令和6年度 白沢第1号取水井 井戸設備等更新工事	令和7年度	196,130
令和6年度 滝の原制御所 電動減圧弁等更新工事	令和7年度	35,376
令和6年度 国本制御所 電動減圧弁等更新工事	令和7年度	30,393
令和6年度 白沢町地内 一般県道氏家宇都宮線 老朽配水管更新工事	令和7年度	298,116
令和6年度 岩曾町ほか2町 一般県道氏家宇都宮線 老朽配水管更新工事	令和7年度	293,910

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道 事業費	4,633,200	普通貸借又は証券発行 借入時期は、令和6年度 中とする。ただし、工事 の進捗状況等により起 債額の全部又は一部を 翌年度へ繰り延べて借 入れることができる。	5.0% 以内	借入れの日から40年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,525,474 千円

(2) 交際費 100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,035千円と定める。

令和6年2月22日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一